

令和３年度 第１回堺市地域密着型サービス等事業者選定等審査会 会議録

- 1 日時：令和３年 11 月 15 日（月） 午前 10 時～午後 5 時 30 分
- 2 場所：介護事業者課横 会議室 E
- 3 出席委員：委員長 （堺市長寿社会部長） 藤澤 富美
 委 員 （武庫川女子大学 准教授） 金谷 志子
 委 員 （堺市老人介護者（家族）の会 副会長） 和田 春代
 委 員 （健康福祉局生活福祉部地域共生推進課長） 阿加井 博
 委 員 （健康福祉局長寿社会部長寿支援課長） 羽野 敏博
 委 員 （健康福祉局長寿社会部介護保険課長） 岡 康之
- 4 事務局：（健康福祉局長寿社会部介護事業者課） 赤松 邦彦 他
- 5 案件名：特定施設入居者生活介護（転換） 整備予定事業者の書類審査、面接審査及び選定について

発言者	内容
事務局	開会 令和３年度第１回堺市地域密着型サービス等事業者選定等審査会を開催いたします。 審査会開催前にまず、本日の会議内容につきましては、会議録として、発言委員名は非公開の上、本市ホームページ上で公開させていただきますことを、あらかじめご確認させていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局	定足数報告 本日、委員の皆さま 8 名中 6 名が出席されておりますので、審査会規則第 4 条第 2 項の規定により、本審査会が成立していることをご報告いたします。
事務局	配布資料の確認
事務局	各委員に応募法人からの接触等の有無の確認
委員	<該当者なし>
事務局	守秘義務についての説明
委員長	案件審議 それでは、議事に入ります。今回の審議案件、選定方法及び採点基準

事務局	について事務局から説明をお願いします。 本審査会では、お手元の協議書及び資料をもとに、それぞれの委員のご判断で採点をしていただきます。 本日審議していただくのは、特定施設入居者生活介護の転換に応募のあった7法人です。 規則の規定により、委員長は採点には加わらないこととなっております。採点につきましては、5名の委員の皆様をお願いいたします。 特定施設入居者生活介護（転換）については、事前にご確認いただきました採点基準に基づいて採点を行っていただきます。200点満点で、各項目の配点につきましては、資料にお示ししておりますとおりです。 今回の選定におきましては、基準点を120点としております。採点を行った結果、過半数の委員により基準点未満、すなわち120点未満の評価がなされた法人については、採択しません。 なお、この審査会では、合計点の高い法人から1位7点、2位6点、3位5点というように順位点をつけていただき、その合計点の高いものの順を採択の優先順位とする、順位点方式により選定を行います。順位点が高同点の場合は、総得点の高い方を上位といたします。
委員長	選定方法及び採点基準については、よろしいでしょうか。何かご質問はございませんか。
委員	※意見なし
委員長	書類審査 それでは、書類審査に入ります。 なお、本日の書類審査は各15分程度で行いたいと思います。委員の皆様方には、ご協力をお願いいたします。 では、事務局から説明をお願いします。
事務局	(1) A法人 応募内容の概要説明。 ※応募書類から、「協議書の記載内容」、「資金計画」、「勤務形態一覧表」、「計画地の位置」、「平面図」、「施設の構想についての考え方」等の概要について説明。 (他の法人についても同一手順により説明。)

委員長	以上、事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。 ＜応募書類等に基づいて意見交換＞
委員長	それでは、次の案件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(2) B 法人 応募内容の概要説明。
委員長	以上、事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。 ＜応募書類等に基づいて意見交換＞
委員長	それでは、これより休憩に入ります。 (休憩)
事務局	(3) C 法人 応募内容の概要説明。
委員長	以上、事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。 ＜応募書類等に基づいて意見交換＞
委員長	それでは、次の案件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(4) D 法人 応募内容の概要説明。
委員長	以上、事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。 ＜応募書類等に基づいて意見交換＞
委員長	それでは、次の案件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(5) E 法人 応募内容の概要説明。

委員長	以上、事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。 ＜応募書類等に基づいて意見交換＞
委員長	それでは、次の案件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(6) F 法人 応募内容の概要説明。
委員長	以上、事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。 ＜応募書類等に基づいて意見交換＞
委員長	それでは、これより休憩に入ります。 (休憩)
委員長	審査を再開いたします。 午前中に続き、書類審査を行います。 事務局から説明をお願いします。
事務局	(7) G 法人 応募内容の概要説明。
委員長	以上、事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。 ＜応募書類等に基づいて意見交換＞
委員長	面接審査 応募法人に対する面接審査について協議したいと思います。事務局から、面接審査の予定、進行等について説明をお願いいたします。
事務局	本日出席される方々の名簿は、お配りしております資料のとおりです。 最初の 3 分間で今回応募された思いなどのアピールをしていただき、3 分経過のブザーが鳴れば、途中でも終えていただくことを説明しております。その後は質疑応答を進めていただきます。

委員長	何かご意見等、ございませんでしょうか。 ＜面接審査についての打合せ（面接内容の確認等）＞
委員長	それでは、面接審査に入らせていただきます。所要時間は1法人あたり20分以内でお願いしたいと思います。 ＜A法人出席者入室＞ ＜A法人出席者自己紹介、プレゼンテーション＞ ＜質疑応答＞
委員長	それでは、これより休憩に入ります。 (休憩)
委員長	続いて、B法人の面接審査を行います。 ＜B法人出席者入室＞ ＜B法人出席者自己紹介、プレゼンテーション＞ ＜質疑応答＞
委員長	続いて、C法人の面接審査を行います。 ＜C法人出席者入室＞ ＜C法人出席者自己紹介、プレゼンテーション＞ ＜質疑応答＞
委員長	それでは、これより休憩に入ります。 (休憩)
委員長	続いて、D法人の面接審査を行います。 ＜D法人出席者入室＞ ＜D法人出席者自己紹介、プレゼンテーション＞ ＜質疑応答＞
委員長	続いて、E法人の面接審査を行います。 ＜E法人出席者入室＞ ＜E法人出席者自己紹介、プレゼンテーション＞ ＜質疑応答＞

委員長	それでは、これより休憩に入ります。 (休憩)																					
委員長	続いて、F 法人の面接審査を行います。 ＜F 法人出席者入室＞ ＜F 法人出席者自己紹介、プレゼンテーション＞ ＜質疑応答＞ 続いて、G 法人の面接審査を行います。 ＜G 法人出席者入室＞ ＜G 法人出席者自己紹介、プレゼンテーション＞ ＜質疑応答＞																					
委員長	これをもって、ヒアリング審査を終了させていただきます。																					
委員長	選定 それでは、書類審査、ヒアリング審査の結果をもとに、委員の皆様 に採点していただきます。ヒアリング審査の内容に関し、採点に先立ち、 委員全体で何か確認しておくべきことなどがございましたら、ご意見 をお願いします。 (委員相互の意見交換)																					
委員長	よろしいでしょうか。それでは各自で採点をお願いします。 (採点) (集計)																					
委員長	集計結果発表 集計ができましたので、結果について発表いたします。 <table><tr><td>第 1 位</td><td>B 法人</td><td>順位点 28 点</td></tr><tr><td>第 2 位</td><td>A 法人</td><td>順位点 27 点</td></tr><tr><td>第 3 位</td><td>C 法人</td><td>順位点 25 点</td></tr><tr><td>第 4 位</td><td>E 法人</td><td>順位点 17 点</td></tr><tr><td>第 5 位</td><td>D 法人</td><td>順位点 16 点</td></tr><tr><td>第 6 位</td><td>F 法人</td><td>順位点 15 点 (同点)</td></tr><tr><td>第 6 位</td><td>G 法人</td><td>順位点 15 点 (同点)</td></tr></table>	第 1 位	B 法人	順位点 28 点	第 2 位	A 法人	順位点 27 点	第 3 位	C 法人	順位点 25 点	第 4 位	E 法人	順位点 17 点	第 5 位	D 法人	順位点 16 点	第 6 位	F 法人	順位点 15 点 (同点)	第 6 位	G 法人	順位点 15 点 (同点)
第 1 位	B 法人	順位点 28 点																				
第 2 位	A 法人	順位点 27 点																				
第 3 位	C 法人	順位点 25 点																				
第 4 位	E 法人	順位点 17 点																				
第 5 位	D 法人	順位点 16 点																				
第 6 位	F 法人	順位点 15 点 (同点)																				
第 6 位	G 法人	順位点 15 点 (同点)																				

	第6位のF法人及びG法人については、総合点がF法人の方が高いため、G法人を不採択、その他を採択することとし、堺市へ報告します。 異議ございませんでしょうか。
委員	異議なし
委員長	これをもって、特定施設入居者生活介護（転換）の審査を終了します。 本日の案件は全て終了しました。以上で閉会とします。 閉会